

石川県南部家畜保健衛生所環境行動計画

平成22年3月30日

■取組方針

石川県南部家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法に基づき、家畜衛生の向上と畜産の振興に資するため、県が設置している機関です。

家畜伝染病の発生を予防するための検査、家畜衛生の普及・向上を図るための指導、畜産環境保全の指導など生産性の向上を図るための技術普及、安全な畜産物を県民に供給するための生産指導などを行っています。

こうしたことから、当所において家畜衛生の向上と畜産の振興を推進していくだけでなく、環境保全全般について、職員一人ひとりが強い意識を持って取り組むことは大変重要なことであると考えます。また、公的機関として、民間企業や県民に対して率先し、模範となるよう行動する使命を背負っているものと認識しております。

このため、私たちは、当所の活動が環境負荷へ及ぼす影響を少なくするため、以下の行動に取り組みます。

- ① 事業活動の中での省エネルギー化・省資源化（紙の節約）を進め、二酸化炭素の排出量を抑制します。
- ② 廃棄物の削減とリサイクルを進めます。
- ③ 事務用品の購入にあたっては、積極的にグリーン製品を採用します。
- ④ 家畜衛生の向上と畜産の振興を図り、環境保全意識の普及啓発に努めます。

この方針に基づいて、職員一人ひとりが自主的に環境保全活動に取り組むために、取組方針と取組目標及び具体的な取組内容を全職員に周知します。

平成22年3月30日

石川県南部家畜保健衛生所

所長 新谷英一

3 環境負荷低減等、環境保全活動の取組

当所では、事業活動に伴う環境負荷を削減するための取組目標を掲げ、目標を達成するための具体的な取組を設定して取り組むこととしています。設定した取組目標と具体的な取組項目は、次の通りです。

目標一 1	二酸化炭素の排出量を、平成 20 年度（約 252,000kg-CO ₂ ）を基準として平成 23 年度までに約 5% 削減、239,400 (kg-CO ₂) 以下に削減する
具体的な取組	<p>（事務所での取組）</p> <ul style="list-style-type: none">① 冷房温度（28 度）と暖房温度（18 度）を厳守する② 昼休みの消灯、パソコン・コピー機の電源 OFF を徹底する③ 人のいないエリアの消灯を徹底する④ パソコン・コピー機の節電機能を活用する⑤ ボイラーの循環水の温度を適切に設定する⑥ 冷房の使用は適切に行う⑦ 照明器具の省エネ化を進める <p>（公用車使用に関する取組）</p> <ul style="list-style-type: none">① 運転の際は意識的にエコドライブを実践する② 車両運行前点検を行う③ 会議・打ち合わせなどの計画を事前に集約し、効率的な公用車の使用に努め、乗り合わせを徹底する。

目標一 2	「焼却又は埋め立て廃棄物」の排出量を把握しつつ漸減に努めていく
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none">① 産業廃棄物排出量を適宜、把握する② シュレッダーの使用は機密書類に限定する③ 使用済みインクカートリッジは業者に回収してもらう④ 詰め替え可能な製品を優先的に購入する⑤ 封筒、ファイル、フォルダーは繰り返し使用する⑥ 重要な書類は直接製紙工場に持ち込み、自身で溶解する⑦ 可燃物の分別を徹底する

目標一3	紙の使用量を、平成18～20年度の3カ年平均（330kg）を基準として平成23年度までに300kg以下に削減する
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 作成した資料やメール等で收受した資料はパソコン画面上での確認を徹底する ② 書類・資料の電子データ化を進め、メールでのやり取りを徹底する ③ 両面コピーを徹底する ④ 使用済み用紙の裏面を利用する ⑤ トイレ内に、トイレットペーパー節約の張り紙をする ⑥ 会議等で配布する資料作成にあたっては、ある程度参加者数を予測して、必要最低限の部数に抑制する

目標一4	環境に配慮したOA機器・事務用品を使用する
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① グリーン購入法で定められた物品の調達にあたっては、グリーン化購入率を100%に近づける ② 「石川県グリーン購入調達方針」を再度全職員に周知し、公的機関が率先して取り組まなければならないことを認識してもらう ③ 当所が購入等に関する業者に対し、①に取り組むよう協力を依頼する

目標一5	畜産業に係る各種業務の実施に当たって、できるだけ環境に配慮し、情報提供や啓発普及に努めます
具体的な取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 畜産農家の生産性向上、安全性の高い畜産物の生産指導及び環境保全の推進に努めます ② 家畜伝染病予防法に基づく検査、注射、消毒などを実施し、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止に努めます ③ 各種検査（生化学的、病理学的、細菌学的、ウイルス学的）の実施により、病気の原因究明を行い、家畜の損耗防止に努めます

4 環境行動計画の実施体制

3に掲げる「環境負荷低減等、環境保全活動の取組」を推進するために、次長を環境管理責任者とし、具体的な取組の実施状況を以下のとおりチェックします。

- ・「日常業務活動チェック表」に基づき、節電状況などについて、最終退庁者が毎日確認、記入を行い、月単位で責任者のチェックを受けます。
- ・年間の電力、燃料などの使用量及びグリーン化製品の購入率を集計し、増減理由や達成率などを分析し、次年度以降の行動計画にどう反映させるか組織的に検討します。
- ・その他、環境保全活動の取組を推進するために、各課の業務内容及び日常的なミーティングを実施し情報交換を行います。